

令和7年第4回教育委員会臨時会議事録

令和7年5月19日（月）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和7年5月19日(月)午後2時00分～午後2時36分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 渋谷 正宏 委員 對馬 初音

委員 伊井 希志子 委員 前田 小百合

委員 大川 康德

出席説明員 事務局次長 井上 純良 学校整備・支援担当部長 高山 靖

庶務課長 近藤 高成 教育人事・指導課長 松尾 了

教育人事・指導課
統括指導主事 柿添 剛広 特別支援教育課長
就学前教育
支援センター所長 有坂 直子

学校整備課長 安川 卓弘 学校整備担当課長 花岡 純子

済美教育センター所長 古林 香苗 済美教育センター
統括指導主事 齊藤 敦

事務局職員 庶務係長 倉岡 直哉 法規担当係長 荒川 正良

担当書記 松尾 菜美子

傍聴者 0名

会議に付した事件

議案

- 議案第 45 号 杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第 46 号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第 47 号 杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第 48 号 杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第 49 号 杉並区立杉並第二小学校環境整備工事の請負契約の締結について
(区議会提出議案に関する意見聴取)

目次

議案

- 議案第 45 号 杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部
を改正する条例
（区議会提出議案に関する意見聴取）・・・・・・・・・・ 4
- 議案第 46 号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休
暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の
勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部
を改正する条例
（区議会提出議案に関する意見聴取）・・・・・・・・・・ 6
- 議案第 47 号 杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例
（区議会提出議案に関する意見聴取）・・・・・・・・・・ 10
- 議案第 48 号 杉並区立済美教育センター条例の一部を改正
する条例
（区議会提出議案に関する意見聴取）・・・・・・・・・・ 10
- 議案第 49 号 杉並区立杉並第二小学校環境整備工事の請負
契約の締結について
（区議会提出議案に関する意見聴取）・・・・・・・・・・ 14

教育長 ただいまから令和7年第4回杉並区教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に對馬委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

次に、本日の議事日程についてでございますが、議案5件を予定してございます。以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入りますが、議案第45号から第49号までにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として、意思形成過程上の案件となっております。

したがいまして、議案第45号から第49号までの審議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思っておりますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、本日の会議を非公開といたします。

それでは、議案の審議を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第45号「杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。私からご説明を申し上げます。

この度、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立をより一層容易にするため、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、部分休業制度において、現行の1日につき2時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の一部について勤務しないことに加えまして、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で、1日の勤務時間の全部または一部について勤務しないことを職員が選択できることなどとされたところでございます。このことに伴いまして、部分休業制度を拡充する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、議案の内容についてご説明申し上げます。議案の最後に添付してございます新旧対照表1ページをご覧くださいと思います。このうち第15条におきまして、職員が現行の1日につき2時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の一部について勤務しないこと、これを

「第1号部分休業」と称すこととしておりますが、これを請求した場合において、正規の勤務時間の始め、または終わりに限らず承認を可能とするものでございます。

第15条の次に、新たに第15条の2を加え、職員が1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部または一部について勤務しないこと、これを「第2号部分休業」と称すこととしておりますが、これを請求した場合においては、1時間を単位として承認することなどを定めてございます。

次に、新たに第15条の4を加えまして、職員が1年につき請求できる第2号部分休業の上限を、非常勤職員以外の職員にあっては77時間30分、非常勤職員にあっては当該非常勤職員の勤務日1日あたりの平均勤務時間に10を乗じて得た時間とすることを定めてございます。

また、新たに第15条の5を加えまして、職員が部分休業の申出の内容を変更することができる特別の事情として、配偶者またはパートナーシップ関係の相手方が負傷または疾病により入院したことなどにより、申出の内容の変更を行わなければ、部分休業に係る子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とすることを定めるほか、第1条、第14条、第15条の3、第16条及び第17条において所要の規定の整備を行ってございます。

最後に附則でございます。議案を表紙から4ページお進みいただければと思います。施行期日を令和7年10月1日とするほか、この条例の施行に際し必要な経過措置を定めてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

對馬委員 こういう条例の変更は、割と時々あると思うのですが、この変更内容についてということではなくて、今回説明を伺っても結構複雑なところがあると思うのですが、これは実際に現場の先生方とかにはどのように伝えて、知らなかったからその休みが取れなかったとか、そういうことにならないようにするために、どのように実行されるのか教えていただいてもいいですか。

庶務課長 子育て支援ハンドブック「サンキュー・さんきゅう」という職員向けの、いわゆる産休育休を取得する際の説明用の冊子がございま

して、こちらでしっかりと説明するというところで取り組んでまいります。

對馬委員 その冊子は、必要な教職員の方々には配布されるということなのでしょいか。

庶務課長 基本的に職員の育児休業等に関する新たな取組ということで、条例の改正によりまして、職員から妊娠または出産等について申出があった場合、育児休業の制度等を周知し、その取得等について意向の確認の面談を行います。

所属長が実施をすることといたしまして、申出のあった職員と日時・場所を調整して面談の機会を設けること。それから面談の際に、職員に印刷した、先ほど申し上げた「サンキュー・さんきゅう」をお渡ししていただくということ。育児休業を例にしますと「サンキュー・さんきゅう」を用いて次の4点の周知を行うこととしてございます。育児休業に関する制度、育児休業の承認の請求先、それから育児休業手当金、その他これに相当する給付に関する必要な事項。職員が育児休業の機会について負担すべき社会保険料の取扱い、これらの説明。あとは、面談の際に、例えば取得時期だとか、こういったものも併せて確認をするということで想定してございます。条例の改正が終わりましたら、所要の手続を人事課の方も行いますし、人事・指導課の方からも各学校長に対して指導を申し上げるという運びになってございます。

對馬委員 よく分かりました。

教育長 今のご説明は次の議案第46号の内容になるわけですね。そのようにきちんと説明しなさいよということが第46号で言われているのですよね。

庶務課長 おっしゃるとおりです。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 では、議案の採決を行います。議案第45号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第45号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第 2、議案第 46 号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

引き続き、私の方からご説明を申し上げます。

この度、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正され、民間労働者につきまして、妊娠、出産または育児に関して職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る労働者の意向を確認することなどとされたことを受けまして、幼稚園教育職員及び区費負担の教育職員におきましても、妊娠、出産等についての申出を行った職員に対する措置等を定める必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

なお、条例案は関連する 2 条例、こちらを条建てで改正するとしてございます。まずはじめに、第 1 条「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部改正につきましてご説明を申し上げます。議案の最後に添付しております新旧対照表をご覧くださいと思います。

第 18 条の 5 の次に加える第 18 条の 6 におきまして、教育委員会は職員から妊娠、出産等について申出があった場合及び職員の子が 3 歳になるまでの適切な時期に、職員に対して、仕事と育児の両立に資する制度、または措置等を知らせ、制度または措置等の請求等に係る職員の意向を確認することなどと定めてございます。

第 2 条による「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部改正につきましても、第 1 条による幼稚園教育職員に係る改正と同様のものとなってございます。

最後に附則でございます。施行期日を令和 7 年 10 月 1 日とするほか、この条例の施行に際し、必要な経過措置を定めてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたでしょうか。

大川委員 この制度は、いわゆる育休の後、3 歳までの子育てを支援することになるかと思うのですけれども、この新条例の 18 条の 6 の第 1 項第 3 号、資料の 2 ページ目の左下の方にある文言、「発生すること

が予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情」は、どういう事情を想定しているのか、あと、それを改善に資するものとして教育委員会規則で今後定めることになるのでしょうか、どのような対応策をしていくのか。要するにこの法律や条例が言っている、子育てについて困った時には手助けしますよというのは、どんなものを困った事態として想定しているのか、支障となるというのはどんなものが、子どもが急に熱を出したりとか、そういうことなのですか。それに対する対応がどんなものかというのを教えてほしいです。よろしくお願いします。

庶務課長 はい。共働きが一般化する中で、当然家庭生活と職業生活が両立する中では様々な支障がやっぱり出てきます。それは突然の体調不良であったり、けがだったり、そういったものが様々発生する中でそういったものを想定して、今般の制度準備になったというところがございます。また、改善に資するものとして、教育委員会規則で定める事項としては、「始業または終業時刻」、「勤務の場所」、「業務量の調整」等を予定しております。

大川委員 今回のこれは、恐らく政府の方針が育児と介護だけだと思うのですけれども、例えば小学生ぐらいまで対象を増やせば、不登校対策のために親と一緒に家にいる時間を時間休としてとれるとか、休職できるとか、そういった制度にも発展できるかもしれない。そういった面からもご検討いただければと思います。よろしくお願いします。

庶務課長 ほかはよろしいでしょうか。

伊井委員 このようにいろいろな形で法的に整備されて、働きやすい職場になっていくといいなと思うのですが、二つお願いしたくて、一つは、今後この制度が実施されていく時に、ちゃんと皆さんがこの制度を知って、それを使っていらっしゃる、自由にか有効に使われている状況を見守っていただくというか、追跡していただくというか、ちゃんと使えているかという視点もちょっと心に留めておいていただけたらいいのかなというのが一つ。

そういうお仕事と家庭の両立というのはどんな方にもある環境なので、もちろん妊娠、出産のする方に対応することもそうですし、ご病気とか介護とか様々なことを皆さんそれぞれが抱えながらお仕事をされる可能性もあるわけなので、その辺りも今後杉並区の中で、そういったお互い理解できるような環境とか、職場づくりとか、雰囲気とか、そういうも

のを醸成していただけるといいのかなと思います。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

庶務課長 現状、杉並区においても、例えば育児休業の取得の状況というのは、従前から比べると随分広く利用がなされてきているなど、私としては感じているところでございます。一方で、まだまだ取得率で見るとさほど進んでいないというご指摘を議会から受けるようなこともございます。

そういった中で、該当職員に対するいろいろな説明と同時に、職場環境において、それを受け入れられるような環境づくりというのが肝要という中でこれまでも取り組んでまいりましたし、これからも取り組んでまいりたいと考えてございます。

教育人事・指導課長 その一環、一つとしてやはり男性の育児休業は取得を促進しなくてはいけないかなというところで、東京都の教育委員会からも、区での管理職ヒアリングの時に、これについてきちんと職員に制度として使えるのですよということを周知するように、ということで、昨年度、今年度と意識して取り組んでいる状況です。

あと、データを持ち合わせていないのですが、ヒアリングをすると、男性教職員が育休を取っているという話が、昨年度よりも感覚的に多くなっているなというところがございますので、今後もこういった制度、女性、男性関わりなくやはり家庭を大事にさせていただくような制度をしっかりと進める必要があります。ただ、そのためには補充の先生方をどうにかしなければいけないということがございますので、ここは東京都の方にもしっかりと伝えていきたいと考えております。

前田委員 ありがとうございます。ちょうど男性の育児休業について聞いてみたかったなと思ったのですけれども、私、サイボウズという会社に勤めていますけど、本当に男性の育児休業が進んでいまして、子どもができた時に、当たり前のように取る感じになっていて、面白いと思うのは、取った方がその間にスキルアップして戻ってきたりとか、何だかすごくパワフルな取り方をしたりします。二つお願いしたいことがあります。一つは、先ほど数字がないというお話がありましたけれども、是非数字は、パーセンテージも含めて出していただきたいなと思います。教育委員会の中でまずと思うのですけれども、どれぐらいの方が取っているかというのは出していただいて、目標を持ってそこに対応していた

だきたいなと思っています。これは本当に職場の働きやすさに直結する話になりますので。

先ほど松尾課長からもありましたけれども、是非東京都の教育委員会ともその部分は共有しながら、東京都にも考えていただかなければいけない部分だと思います。あとは先ほどもお話ししましたが、取った方の話を上手に広めていただくと、取るイメージが湧くと思いますので、制度を広げるという意味では、取った方がどうであったかということを広めていただいて、是非目標値を持って対応をお願いいたします。

庶務課長 ほか、よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 議案の採決を行います。議案第 46 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第 46 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、済美教育センターの増築・改築工事の完了に伴うものとして関連がございますので、次に申し上げます 2 議案を一括して上程いたします。日程第 3、議案第 47 号「杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例」、日程第 4、議案第 48 号「杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例」、以上 2 議案につきまして、私からご説明を申し上げます。

区は、杉並区立済美養護学校の児童生徒数が増加傾向にあることから、杉並区立施設再編整備計画に基づきまして、済美教育センターの増築・改修工事を行い、済美養護学校の中学部を済美教育センターの建物内に移転することといたしました。済美教育センターにつきましては、令和 6 年度から旧永福図書館に一時的に移転しておりましたが、この度当該工事が終了するため、増築・改修後の施設に移転することといたしました。

このことに伴いまして、済美養護学校の中学部の位置を定めるとともに、済美教育センターの位置を変更する必要があることから、関連する条例案を提出するものでございます。

議案内容の説明でございますが、まず改正内容を申し上げました後に、

図面資料に沿って施設の概要をご説明申し上げます。

それでは、議案第 47 号「杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例」からご説明申し上げます。議案を最初のページから 1 ページお進みください。

別表の 1 の項は小学校を、2 の項は中学校を、3 の項は特別支援学校をそれぞれ規定してございます。

今回の改正により、別表 3 の項におきまして、済美養護学校の位置である「堀ノ内一丁目 19 番 25 号」に中学部の位置として「堀ノ内二丁目 5 番 26 号」を加えるものでございます。

附則でございますが、施行期日は令和 7 年 9 月 1 日としてございます。また、この議案には、議案第 48 号と共通の資料としまして、済美養護学校及び済美教育センターの案内図、配置図、平面図及び透視図を添付してございます。

次に、議案第 48 号「杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。議案の最後に添付しております新旧対照表をご覧ください。

済美教育センターの位置を定める第 1 条におきまして、「杉並区永福四丁目 25 番 7 号」を「堀ノ内二丁目 5 番 26 号」に改めるものでございます。なお、済美教育センターの分室でもある教育相談室につきましては、現在の位置のままとなるものでございます。

附則でございますが、議案第 47 号と同様に、施行期日を令和 7 年 9 月 1 日としてございます。なお、この議案の図面資料でございますが、さきにご説明申し上げたとおり、議案第 47 号と共通のものであることから省略してございます。

続きまして、図面資料に沿って施設の概要をご説明いたします。議案第 47 号の最後に資料 7 「透視図」がございます。こちらをご覧くださいければと思います。

まず、中央の建物が改修部分でございまして、右手になります北側と左手になります南側が、それぞれ増築部分でございます。

議案を最初のページから 2 ページお進みいただきますと、資料 1 の「案内図」がございます。

次に、資料 2 は「配置図」でございます。構造は鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地下 1 階、地上 2 階建てでございまして、敷地面積、建築

面積及び延床面積は記載のとおりでございます。

資料3から資料6までは、各階の平面図でございます。資料3の地下1階ですが、済美教育センターの倉庫等でございます。

次に、資料4の1階でございます。こちら大部分が済美養護学校でございます。改築部分には教室、職員室などを、増築部分には多目的教室、調理室などを設けてございます。なお、済美教育センターとしては書庫などを設けてございます。

次に、資料5の2階の部分でございますが、大部分が済美教育センターでございます。改修部分には事務室、研修室、教育図書室などを設けてございます。なお、済美養護学校としては、増築部分に家庭科室・技術室などを設けてございます。

最後になりますが、資料6は屋上でございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

伊井委員 ありがとうございます。完成して済美養護学校中学部の方々もそうですし、済美教育センターの方々も快適に使って行って、お仕事されていかれるといいのかなと思うのですが、結局1階は済美養護学校、2階のスペースを教育センターの方々を使うという、イメージからするとそんな感じですかね。

庶務課長 さようでございます。

伊井委員 そうすると、自由に行き来できるような感覚でしょうか。

庶務課長 自由にとというのは2階と1階がということでしょうか。

伊井委員 新しく建ったところの行き来というのはフリーにできる感じなのですか。

庶務課長 基本的には、2階にある済美教育センターは、南側の門または北側の門から建物内に入りまして、階段を上がって2階の部分がメインになります。一方、そのロビーの周りの南側、北側については済美養護学校になるといったことで、特に仕切り等は設けてございませんので、行き来はできるかと思えます。

伊井委員 出入り口はこれまでとあまり変わらない位置でしょうか、階段の感じとか見ると。エレベーターはありますか。

庶務課長 エレベーターはあります。

伊井委員 分かりました。ありがとうございます。

特別支援教育課長 床の色を変えて違いが分かるようにとか、そういった形でどちらのエリアかというのが分かるような工夫はしているところでございます。安全面とかには十分配慮しております。

伊井委員 済美教育センターの方々も快適にお仕事をしていただき、またよい学びの場となるといいのかなと思います。よろしく願いいたします。

特別支援教育課長 ありがとうございます。まずは工事が終わって移転をするところが今、一番中心にはなっていますが、せっかく一つの建物になるのですから、職場体験ではないのですが、生徒たちが私たちの方に来て一緒に学ぶとか、私たちも子どもたちの学びに何か参加できるような、コラボした活動を考えていきたいねという話は、校長先生ともしていますので、2学期以降いろいろな運用の中でまた工夫していきたいと思います。ありがとうございます。

伊井委員 お引越は本当に大変だと思うのですが、それ以降の前向きな検討をどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

庶務課長 ほかはいかがでしょうか。

對馬委員 この図でいうと、右側の方から済美教育センターへの出入口になっているということで、そのまま2階へ、要するに済美養護学校の中を通るのではなく、そのまま2階に上がって、教育図書館のところにある階段のところに出るというイメージなのですかね。

済美教育センター所長 この階段のかけ替えが工事でなかなか困難でできなかったものですから、北側から入って、イメージされている真ん中にある階段を上がってということで、ここはセンターの職員が1階のところを歩いて上がっていくようになります。

對馬委員 では、1階ロビーの辺りは共有というか、そんなイメージなのですね。分かりました。そうすると日常的に交流ではないですが、人の動きとしてはどちらも使うということですね。分かりました。

この教育図書館の部分は、済美養護学校中学部の学校図書館ともなると伺っていますが、間違いはないですか。

済美教育センター所長 おっしゃるとおり、この教育図書館の一面を済美養護学校中学部の学校図書館にして活用していく予定でございます。

對馬委員 ありがとうございます。教育図書館は今までもあるのですけれども、なかなか先生方の活用も進まないと同っております。是非大事な、貴重な資料もたくさんあったと思いますので、先生方にも活用していただけるようにしていただけるといいなと思います。

庶務課長 ほかにご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 議案の採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対し、一括した採決を行うことについて、異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、一括して議案の採決を行います。議案第 47 号、48 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第 47 号、48 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第 5、議案第 49 号「杉並区立杉並第二小学校環境整備工事の請負契約の締結について」を上程いたします。学校整備課長よりご説明申し上げます。

学校整備課長 それでは、議案第 49 号につきましてご説明申し上げます。

本件は、杉並第二小学校の改築事業の一環としまして、環境整備工事を行うものでございます。今回、環境整備工事につきましては、一般競争入札により落札した建設共同企業体と請負契約を締結するものでございます。契約の金額、契約の相手方等につきましては、お手元の議案に記載のとおりでございます。

なお、資料といたしまして議案第 49 号に資料 1 から 6 を添付してございますのでご覧ください。

資料 1 は案内図でございます。資料 2 は環境整備工事の工事概要になっております。また、資料 3 は建物、今回屋外倉庫が二つでございますが、こちらの内部仕上げになっております。また資料 4 が配置図でございます。資料 5 が屋外倉庫二つの平面図になっております。最後に資料 6 が外観の透視図。こちらは北西側から見た全体の完成予想図になっております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。よ

ろしくお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等
ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、教育長、議案の採決をお願い
いたします。

教育長 議案の採決を行います。議案第 49 号につきましては、原案のと
おり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第 49 号につきましては、原案の
とおり可決といたします。

それでは、以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしま
した。本日の教育委員会を閉会いたします。